

## 石綿含有分析を行う者の講習制度等

## 1 技術的観点から検討を行う事項等

## (1) 前回提示した論点

(第2回会合における対策の見直しに関する論点案)

石綿含有建材を使用する建築物の解体工事が今後増加することも念頭に、適切な能力を有する分析者が着実に育成・確保されるよう、分析者の具体的な要件等を明確にするとともに、能力修得のための講習制度等を整備することが必要ではないか。

## 2 論点

石綿障害予防規則に基づく事前調査の石綿含有分析を行う者は、最低限、どのような科目の講習を受講すべきか。

(アスベスト分析マニュアルで言及のある分析関連知識等 (参考資料6))

- ・ 分析機器の基本操作 (顕微鏡、X線回折装置)
- ・ 分析方法の原理
- ・ 鉱物に関する基礎的な知識
- ・ 建材の組成や各構成物質に関する知識

(論点例)

- ア 顕微鏡の基本操作・原理について講習受講を求めることは必要か。  
講習受講を求める場合、例えば顕微鏡メーカーで実施される講習内容のうち、どの科目・内容が必要か。
- イ X線回折装置の基本操作・原理について、講習受講を求めることは必要か。
- ウ 用いる分析方法ごとに必要な講習内容は異なるということによいか。  
(例：偏光顕微鏡による分析方法のためには偏光顕微鏡の講習を受講し、位相差顕微鏡による分析方法のためには位相差顕微鏡の講習を受講する)
- エ 鉱物や建材等の知識について講習受講を求めることは必要か。
- オ 各科目は、それぞれ、実技とすべきか。座学とすべきか。